

■ アドバイザー業務において提携関係にある者の変更について

本事業のアドバイザー業務において提携関係にある者について、変更が生じたのでお知らせします。

募集要項 P10 「(3) 構成事業者の制限」における カ を以下のとおり変更します。

変更前：シテューワ法律事務所

変更後：鈴木法律事務所